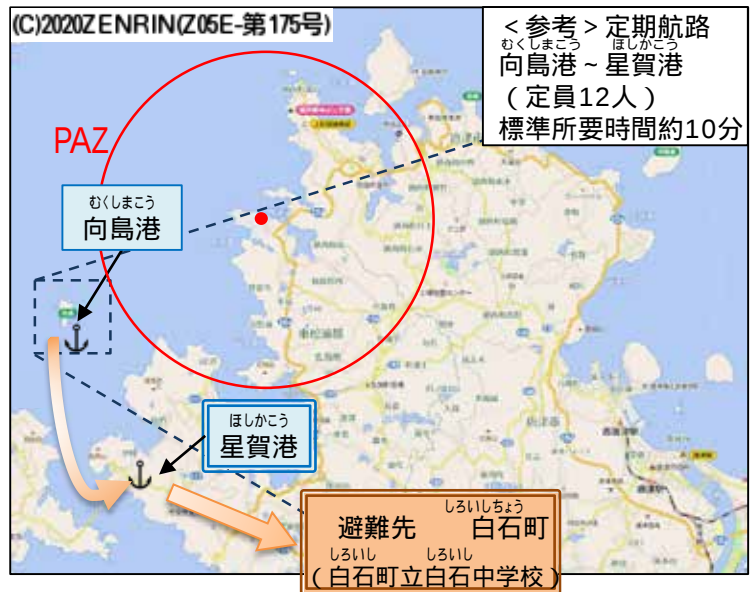


むくしま からつし

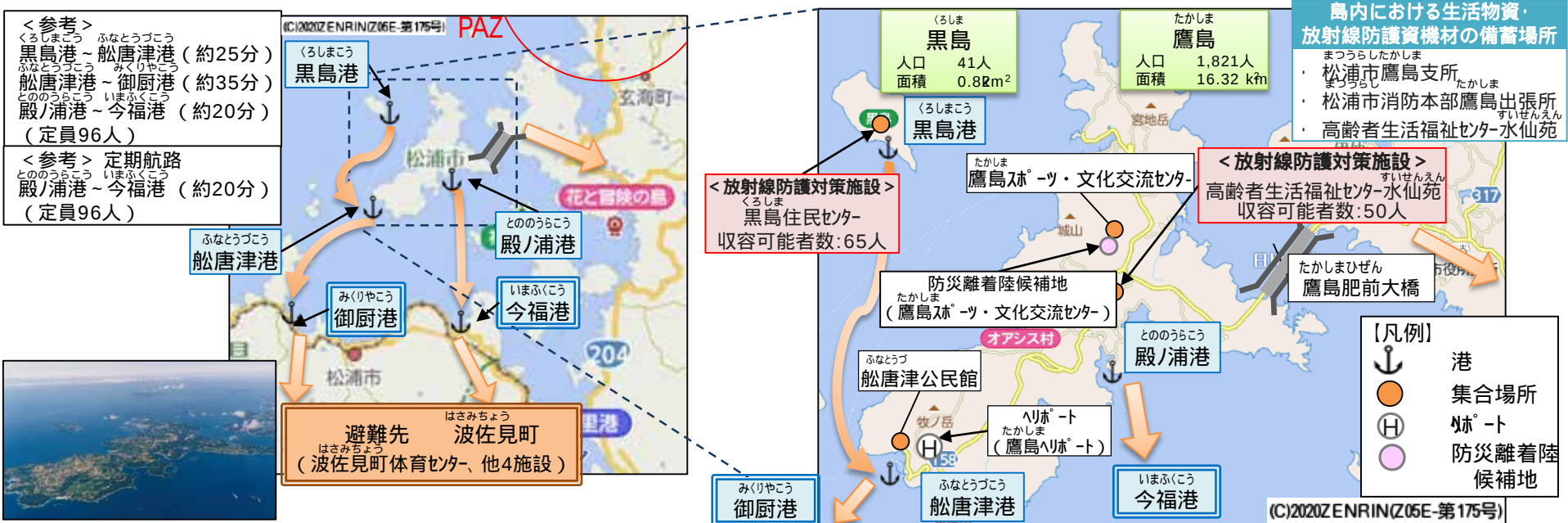
向島（佐賀県唐津市）における防護措置

- 唐津市は屋内退避や一時移転等の指示が出た場合、対象となる住民に対して防災行政無線等を活用するほか、消防団等を通じて必要な情報を伝達。
- 一時移転等の指示が出た場合、住民は、集合場所である入野小学校向島分校(校舍)まで徒歩で移動した後、向島港から佐賀県、唐津市が確保する船舶により星賀港まで移動。その後、佐賀県、唐津市が確保するバス等により避難先となる白石町内の白石町立白石中学校まで移動。なお、悪天候等により船舶による避難が困難な場合や避難の実施により健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である入野小学校向島分校に屋内退避。
- 屋内退避の実施に必要となる生活物資等については、入野小学校向島分校に備蓄。



鷹島・黒島（長崎県松浦市）における防護措置

- 長崎県及び松浦市地域防災計画では、鷹島、黒島が避難することとなった場合、その地理的な条件から、通常より移動に時間がかかることが想定されるため、避難を円滑に行うために鷹島、黒島をPAZに準じた防護措置を実施する地域と位置付けている。
- 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態で避難指示が出た場合、自家用車で避難できる者は自家用車で避難先まで移動。自家用車で避難できない者は、集合場所まで徒歩又はバスで移動し、その後、バス又は船舶により避難先へ避難。仮に陸路避難が困難な場合は、海路避難等を実施。なお避難の実施により健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設に屋内退避。
- 屋内退避の実施に必要な生活物資等については、松浦市鷹島支所等に備蓄。



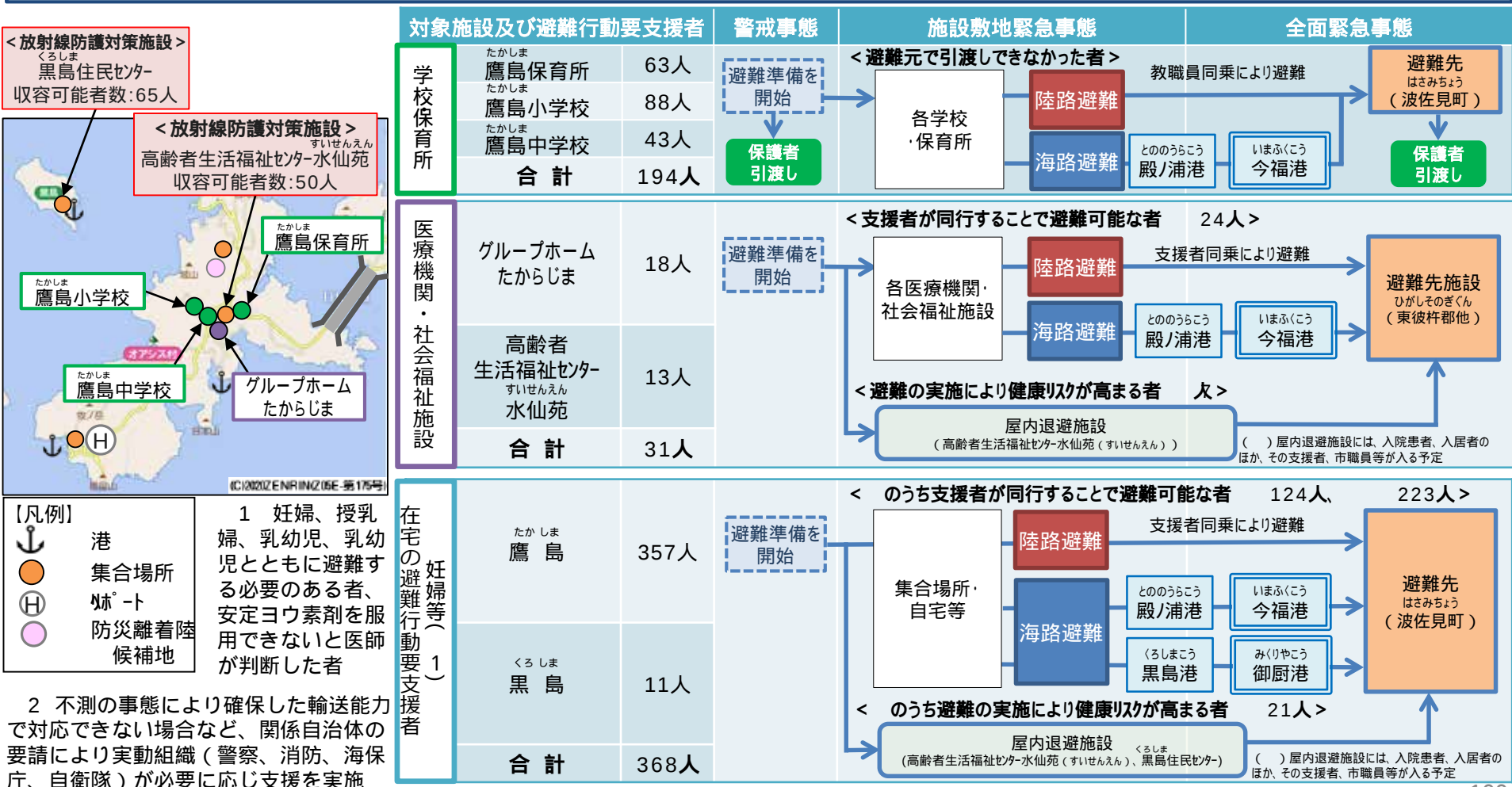
不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

鷹島、黒島における観光客や民間企業の従業員等の一時滞在者は、そのほとんどが自家用車又は観光バス等を利用していることを確認。

一時滞者は、施設敷地緊急事態になった場合、自家用車又は観光バス等による帰宅を指示。

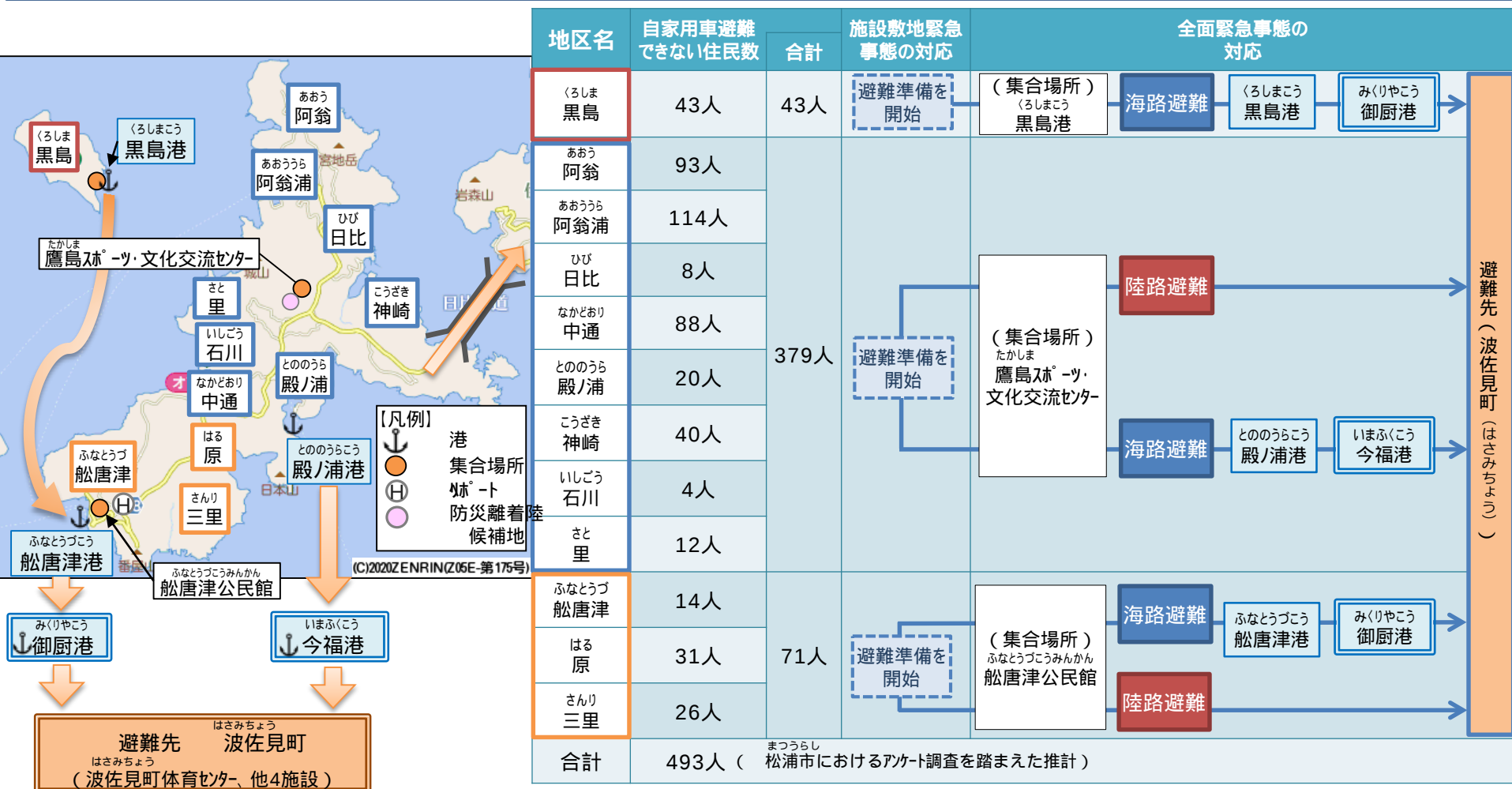
鷹島・黒島（長崎県松浦市）において避難を円滑に行うための対応策
（避難行動要支援者等の避難）

- 鷹島、黒島における2つの小中学校及び1つの保育所（合計194人）は、警戒事態で授業・保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者へ引き渡しができない児童等は、施設敷地緊急事態になった場合、長崎県又は松浦市が手配するバス、船舶で避難し、避難先において保護者に引き渡す。
- 鷹島、黒島における医療機関及び社会福祉施設（2施設31人）は、すべて避難計画を策定済。また在宅の避難行動要支援者145人全員に支援者がいることを確認。
- 支援者の同行により避難可能な住民は、支援者の車両や、長崎県、松浦市などが手配するバス、福祉車両等で避難先へ移動（九州電力が配備する福祉車両6台を含む）。避難の実施により健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である水仙苑又は黒島住民センターへ屋内退避を実施。



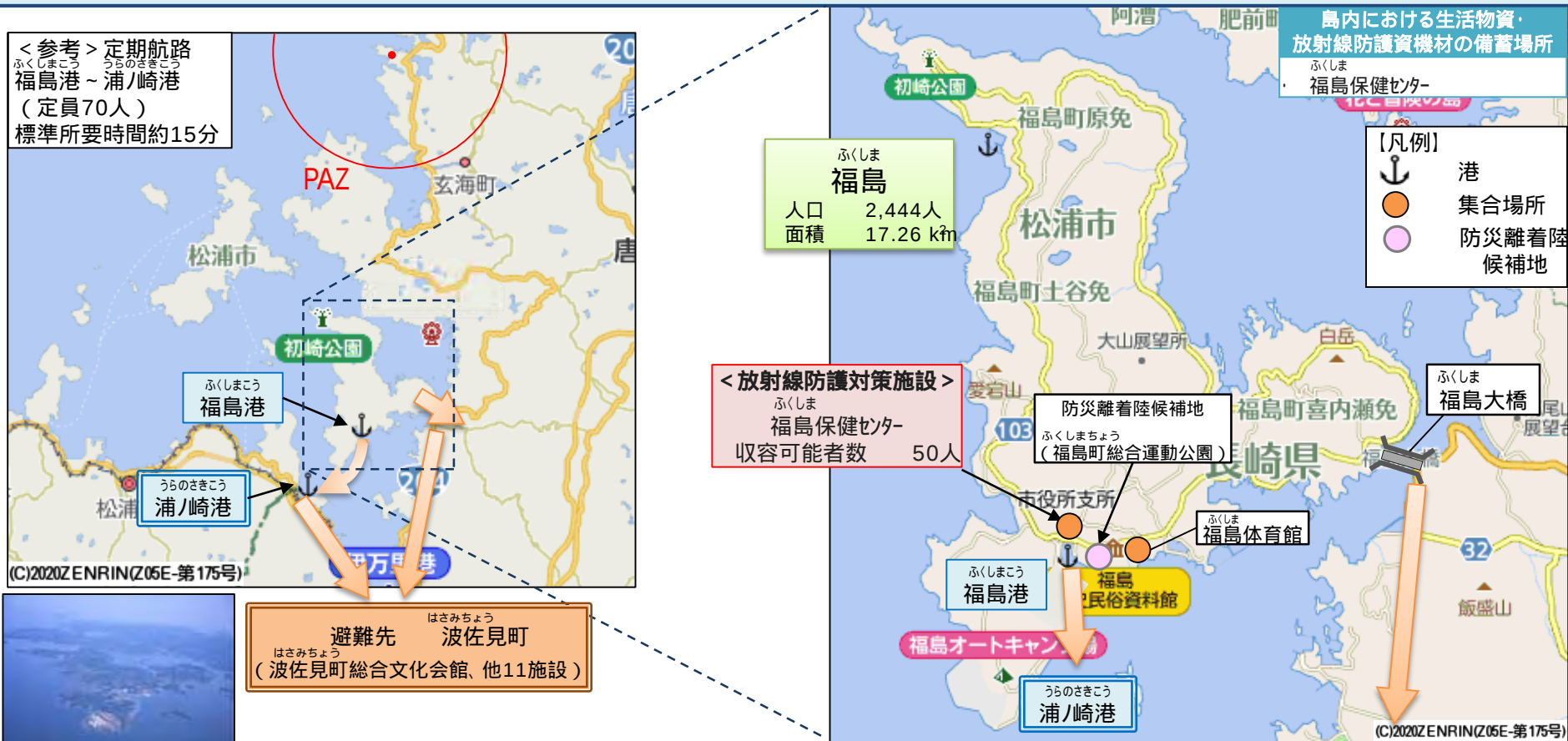
たかしま くろしま まつうらし
 鷹島・黒島（長崎県松浦市）において避難を円滑に行うための対応策
 （自家用車で避難出来ない住民の避難）

- たかしま くろしま
 鷹島、黒島における12地区において、自家用車で避難できない住民は493人。
- たかしま
 鷹島の住民は、施設敷地緊急事態で避難準備を行い、全面緊急事態になった場合、自家用車により避難先へ移動。
 なお、自家用車で避難できない住民は、長崎県又は松浦市が手配するバスや船舶により避難先へ移動。また黒島の住民は、海路にて避難を実施。



ふくしま まつうらし
福島（長崎県松浦市）における防護措置

- 松浦市は屋内退避や一時移転等の指示が出た場合、対象となる住民に対して防災行政無線等を活用するほか、自主防災組織、消防団等を通じて必要な情報を伝達。
- 一時移転等の指示が出た場合、自家用車で避難できる住民は自家用車で避難先へ移動。自家用車で避難できない住民は、集合場所である福島体育館等まで徒歩又は車両で移動した後、長崎県、松浦市が確保するバス等により避難先となる波佐見町内の波佐見町総合文化会館ほか11施設まで移動。仮に陸路避難が困難な場合は、福島港から長崎県、松浦市が確保する船舶により浦ノ崎港まで移動し、長崎県、松浦市が確保するバス等により避難先となる波佐見町へ移動。なお、避難の実施により健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である福島保健センターに屋内退避。
- 屋内退避の実施に必要となる生活物資等については、福島保健センターに備蓄。



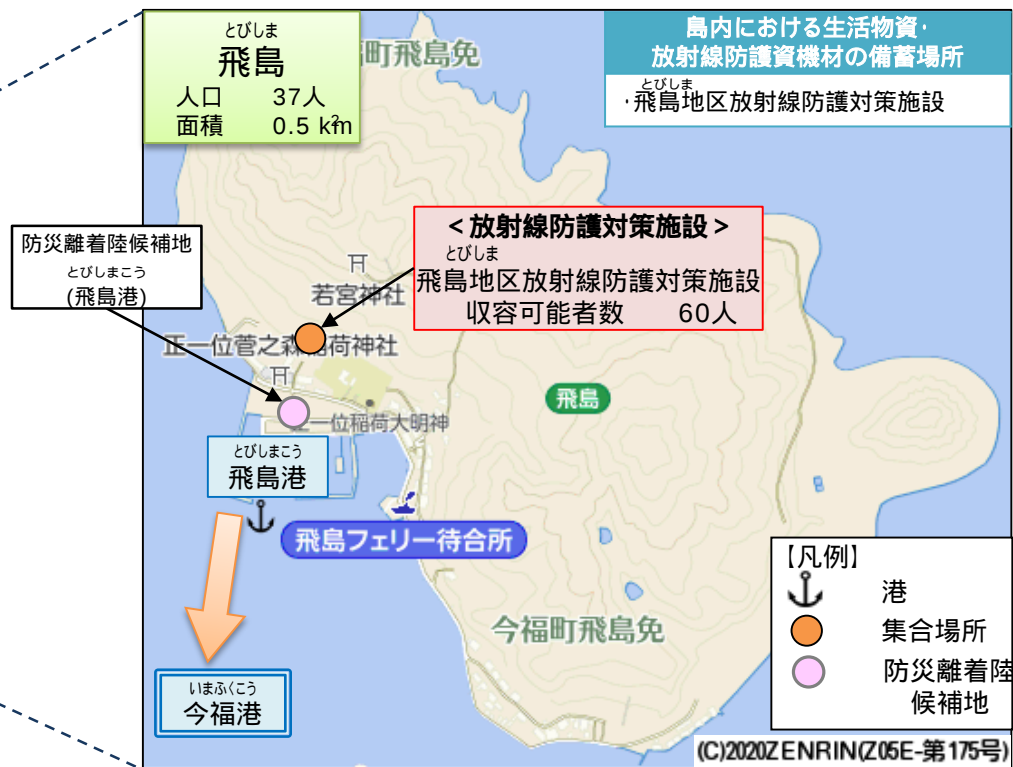
飛島（長崎県松浦市）における防護措置

- 松浦市は屋内退避や一時移転等の指示が出た場合、対象となる住民に対して防災行政無線等を活用するほか、自主防災組織、消防団等を通じて必要な情報を伝達。
- 一時移転等の指示が出た場合、住民は、避難集合場所である飛島地区放射線防護対策施設まで徒歩で移動した後、飛島港から長崎県、松浦市が確保する船舶により今福港まで移動。その後、長崎県、松浦市が確保するバス等により避難先となる東彼杵町内総合会館まで移動。なお、悪天候等により船舶による避難が困難な場合や避難の実施により健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である飛島地区放射線防護対策施設に屋内退避。
- 屋内退避の実施に必要となる生活物資等については、飛島地区放射線防護対策施設に備蓄。

<参考> 定期航路
飛島港～今福港
(定員96人)
標準所要時間約10分



避難先 東彼杵町
(総合会館)



不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

青島（長崎県松浦市）における防護措置

- 松浦市は屋内退避や一時移転等の指示が出た場合、対象となる住民に対して防災行政無線等を活用するほか、自主防災組織、消防団等を通じて必要な情報を伝達。
- 一時移転等の指示が出た場合、住民は、集合場所である青島小中学校まで徒歩又は車両で移動した後、青島港から長崎県、松浦市が確保する船舶により御厨港まで移動。その後、長崎県、松浦市が確保するバス等により避難先施設となる波佐見町内の折敷瀬郷集落センターまで移動。なお、悪天候等により船舶による避難が困難な場合や避難の実施により健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である青島小中学校に屋内退避。
- 屋内退避の実施に必要となる生活物資等については、青島小中学校に備蓄。



避難先 波佐見町
 おりしきせごう
 （折敷瀬郷集落センター）



不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施